

令和5年7月25日

技能実習計画の認定取消しへの対応について

日本繊維産業連盟

前回、令和3(2021)年12月開催の第10回協議会以降、加盟 5 団体(日本染色協会、日本被服工業組合連合会、日本化学繊維協会、日本タオル工業組合連合会、日本ボディファッション協会)より、会員企業(1社)もしくは会員ではないがサプライチェーンを構成する企業(5 社)において技能実習計画違反による認定取り消しがあったとの報告があった。

これを受けて当該団体では、会員企業に対して、技能実習適正化に関する会合において、直接の取引先だけではなく、二次、三次を含めたサプライチェーンにおける法令遵守に取り組むことを徹底するよう改めて確認をした。

なお、日本繊維産業連盟の加盟団体は、平成30(2018)年6月に公表の「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」に則り「技能実習並びに取引適正化に関する委員会」を設置し、違反の発生の有無にかかわらず、定期的に会員企業に対し、発注者としての社会的責任等について常に認識して対応するよう、周知を行っている。

以 上